

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

国民年金制度が始まった当初から加入し、経済的に苦しかった時期も、老後のために国民年金保険料だけは欠かさず払ってきた。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間を除き、国民年金の手帳記号番号払出し以降60歳に達するまで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間に対し未納の催告が行われた記録があるが、申立人の納付状況などから考えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

さらに、申立人の夫が長期にわたり、国民年金に未加入であったことに対して、申立人は、「老後のため、自分の国民年金保険料だけは納めた。」と述べており、申立人の夫も、「自分の国民年金保険料は納付していないが、妻の保険料だけは納付するようにしていた。」と申立人と同様の内容を述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和40年4月ごろ、自宅において自治会長から国民年金への加入を勧められたことを契機に母と一緒に加入した。以後は、自治会長が自宅に集金に来られた際に、母が私と母の保険料と一緒に納付していた。申立期間について、一緒に納付していた母の納付記録があるのにもかかわらず、私が未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は申立人の母親と共に、国民年金加入後、厚生年金保険に加入するまでの期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月13日に申立人の母親と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する申立人及びその母親の国民年金手帳により同年4月以降同日での検認印が確認できることから、母親と一緒に加入し一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間の保険料は、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号払出し時点において、さかのぼって納付することが可能であったことから、先に述べたとおり一緒に納付していたとする母親が納付済みとなっていることを考慮すると、申立人のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

私の昭和46年度の国民年金保険料は未納と記録されていたが、所持していた領収証書により社会保険事務所（当時）において昭和46年10月から47年3月までの保険料は納付済みに訂正された。しかしながら、申立期間については、納付日時点で時効により納付できない保険料であるため還付するとの通知を受け、領収証書があるにもかかわらず、記録の訂正を認めてもらえなかった。還付すべき保険料であれば当時に還付すべきであり、申立期間の保険料の納付が認められないことは納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する領収証書により、申立期間の国民年金保険料を昭和48年11月26日に納付していることが確認できる。

また、申立期間の保険料が納付された昭和48年11月26日において、申立期間の国民年金保険料は本来時効により納付できないことから、納付の事実を確認した時点ですみやかに還付の手続を行うべきところ、還付の事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。これらの事情を踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の保険料納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

さらに、当初未納とされていた申立期間直後の昭和46年10月から47年3月までの期間の保険料については、上記領収証書により、納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和39年2月に結婚し、夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料の納付方法は、51年までは自治会が集金し国民年金手帳に印鑑を押してもらった方法により、同年からは銀行の口座振替により、納付している。途中の3か月だけ未納とは考えられないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月28日に夫婦連番で払い出されており、このころ国民年金に加入したと推認されることから、結婚して夫婦一緒に国民年金に加入したとする申立人の主張と符合する。

また、申立人は、昭和40年4月に国民年金保険料の納付を始めて以降、申立期間を除き保険料を完納している上、55年9月から平成8年\*月に60歳になるまで付加保険料も納付するなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後を通じて申立人の生活状況等に大きな変化はなく、国民年金保険料を滞納するような事情は見当たらないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和 36 年 8 月 1 日から同年 10 月 9 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、2 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人の、申立期間②に係る標準報酬月額については、5 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 10 日から同年 10 月 9 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 36 年 7 月に A 社へ転籍となったが、勤務は継続していた。同年 7 月から同年 9 月までの 3 か月間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているので記録を訂正してほしい。併せて、本来引かれるべき額よりも多く保険料を控除されていた期間があるので、控除されていた保険料額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人は申立期間①において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務（B 社から A 社に転籍）していたことは認められる。

また、申立人が所持する A 社において支給された給与の明細書において、申立人の標準報酬月額が改定された翌月から改定後の標準報酬月額に相当する保険料額を控除していることや、昭和 41 年 2 月 21 日に同社での厚生年金

保険を資格喪失している申立人の同年2月の給与から同年1月の厚生年金保険料を控除していることなどから翌月控除方式であることが確認できる。そして、上記給与明細書により、申立人の36年9月及び同年10月の給与から、同年8月及び同年9月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

なお、転籍日について確認できる資料は無いが、給与明細書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたこと、及び昭和36年8月以降の保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人の当該事業所における資格取得日を同年8月1日とすることが妥当である。

また、昭和36年8月及び同年9月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に適用事業所ではなくなっており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和36年7月については、同年8月の給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の昭和36年7月の厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の控除保険料額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に適用事業所ではなくなっており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日から同年11月1日まで

平成19年10月31日に、A社を退職したが、同日が厚生年金保険の資格喪失日となっている。

退職月の給与から厚生年金保険料も控除されており、事業主も届出誤りを認めているので、資格喪失日を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書、A社から提出された賃金台帳、タイムカード、労働者名簿及び雇用保険被保険者離職票により、申立人が同社に平成19年10月31日まで勤務し、同年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成19年10月31日となっており、事業主が申立人の資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立人の氏名等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月27日から同年5月1日まで

私は、昭和33年にA社D事務所から同社C工場に転勤した。ところが、年金記録では、同年3月27日にA社D事務所で資格喪失し、同年5月1日に同社C工場で資格取得となっており、申立期間の記録が見当たらないとされている。継続して勤務しており、途中で退職していないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書及び発令通知（辞令）から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該事業所では、「申立人は、昭和33年3月15日付けでD事務所からC工場に転勤しており、申立人のC工場における資格取得日については、本来、D事務所の資格喪失日である同年3月27日付けで届け出るべきところを、同年5月1日としてしまったと考えられるので、申立人の資格取得日を同年3月27日に訂正してほしい。」と回答していることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を同年3月27日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C工場における昭和33年5月のオンライン記録から1万8,000円とすることが妥当で

ある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

昭和 57 年 4 月に、妻が市役所で私の国民年金への加入手続を行った記憶がある。

保険料については金額まで覚えていないが、一括での納付や遅れて納付したことはなく、妻が夫婦二人分の保険料を銀行で、毎月若しくは数か月に 1 度の割合で定期的に納付していた記憶がある。

年金手帳にも昭和 57 年 4 月 1 日に被保険者となったことが記録されている上、申立期間当時の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 57 年 4 月ごろに国民年金への加入手続を行い、以後、妻の国民年金保険料と一緒に銀行で納付書を用いて、定期的に保険料を納付していた。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年 5 月 31 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができる上、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金の資格取得届出年月日が昭和 58 年 4 月 28 日と記録されており、申立期間はその時点でさかのぼって被保険者期間とされたものと認められることから、申立期間当時に同市において、申立人の国民年金保険料納付書が交付され、妻の保険料とともに定期的に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続や保険料納付の状況が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 62 年 2 月まで  
私は、昭和 56 年にA市に転居してから、継続して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないで調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年にA市に転居してから、継続して国民年金保険料を納付していたと主張しているが、61 年 3 月以前は、制度上、60 歳以上 65 歳未満の期間について国民年金の任意加入被保険者となれなかったため、申立期間のうち 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金保険料を納付することができず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が現在所持している国民年金手帳、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立人が昭和 59 年\*月\*日に 60 歳到達により国民年金被保険者資格を喪失し、62 年 3 月 3 日に国民年金被保険者資格を任意で取得した記載が確認できることから、行政側の記録管理に不自然な点はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、納付方法、納付金額等について、申立人の記憶は明確ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 50 年 8 月まで

私は、昭和 47 年 7 月ごろ、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始した。申立期間については、国民年金手帳を持っていたが、50 年 8 月、海外への転出手続をした際、同市役所の職員の要請に従い、同手帳を市役所窓口に残した。申立期間において、この提出した手帳を所持し、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないため調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持している国民年金手帳、オンライン記録及び申立人が帰国後に居住した B 町が保管していた国民年金被保険者名簿において、そのいずれにも申立人が昭和 53 年 6 月 27 日に国民年金被保険者資格を任意で取得していることが記録されていることから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人は、「A 市役所において海外への転出手続をした際、合算対象期間を加算するため、同市役所の職員の要請に従い、国民年金手帳を残した。」と主張しているが、昭和 50 年 8 月当時は、改正前の旧国民年金法が適用となったため、申立期間は、海外在住期間であり、制度上、合算対象期間とならない上、同市役所の担当者は、「申立期間当時、本市において海外転出者の国民年金手帳を残す措置を行っていたとは考えられない。」と回答している。

さらに、複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立期間について、申立人

に該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月1日から42年3月1日まで  
② 昭和44年8月2日から45年1月1日まで  
③ 昭和54年2月26日から同年8月23日まで  
④ 昭和55年12月10日から56年12月1日まで

申立期間①及び②について、A市B区にあったC社D支社で保険の勧誘セールスをしていた。支部長と同僚一人を記憶しており、勤務していたことは間違いない。

申立期間③について、厚生年金保険の適用となっていない事業所に勤務していた昭和54年2月にE社会保険事務所(当時)で厚生年金保険第4種被保険者の資格取得手続をして保険料を納付していた。その後、勤務先が変わったためF社会保険事務所(当時)で住所変更をしたと記憶しているが、第4種被保険者としての資格取得日に間違いがあると思う。

申立期間④について、G協会に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。同協会に勤務していたのは事務局長と私の二人だけであり、フルタイムで働いていた。

調査して、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、C社は、「昭和41年2月1日、職員登用、厚生年金保険資格取得。同年8月1日、嘱託編入、厚生年金保険資格喪失。42年3月1日、職員登用、厚生年金保険資格取得。44年8月1日、退社。同年



8月2日、厚生年金保険資格喪失。」と回答しており、当該人事記録は、申立人のオンライン記録と一致している。

また、「申立人の勤務形態は外勤職員（営業）であり、外勤職員は、職員登用と同時に厚生年金保険の資格を取得し、嘱託に編入した場合は委任契約となり厚生年金保険非適用としている。」とも回答している。

申立期間④について、申立人はG協会の状況及び業務内容を具体的に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同協会は申立期間当時の人事記録を保存しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除については確認できないとしている上、申立人は、勤務期間当時、同協会に勤務していたのは、申立人と事務局長のみであったと述べており、同局長は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同協会が加入しているH厚生年金基金においても申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人は、当該期間において厚生年金保険の第4種被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、当該期間の直前に退職した事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日と同日に、第4種被保険者の資格を取得したと主張している。

しかし、第4種被保険者の資格取得日は、最後に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日あるいは被保険者の資格を喪失した日から6か月以内の申出があった日のいずれか一方を選択できることとされているところ、申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者資格取得申出書には、昭和54年8月23日の受付印が押されているとともに、資格取得日の選択欄において、「この申出が受理された日」が選択されたことが確認できることから、申立人は、同日をもって資格を取得したものと認められる。

このほか、申立期間③の厚生年金保険料の納付をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 19 日から 45 年 2 月 28 日まで  
② 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 11 月 10 日から同年 12 月 21 日まで  
④ 昭和 46 年 12 月 21 日から 47 年 9 月 10 日まで  
⑤ 昭和 48 年 2 月 2 日から同年 5 月 27 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していると説明された。申立期間の前に勤めた事業所の脱退手当金は受給したが、申立期間の脱退手当金は請求手続をしていないし、受け取った記憶は無いので、支給されているというのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、氏名欄は旧姓で記載されているものの、住所欄には宛先が新姓で記載されているほか、脱退手当金の裁定請求中に住所変更をした電話連絡があった旨の記載がある上、当該脱退手当金は転居後の住所地に近い郵便局に送金されたことが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 806

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 39 年 10 月 8 日まで  
A社に3年以上勤務した記憶があるが、厚生年金保険の被保険者期間がそれより短いので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における入退職時期についての記憶は定かでないものの、3年以上勤務していたとしているところ、オンライン記録では昭和 39 年 10 月 8 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42 年 7 月 18 日に資格を喪失し、被保険者月数は2年8か月となっている。

また、申立人のことを記憶しており、当時、A社において社会保険事務を担当し、社会保険事務所（当時）への届出等も行っていたとする事業主の妻に申立人の在籍期間等について照会したが、「申立人が在籍していたことは確かであるが、具体的な入退職時期については分からない。」としており、これを確認することはできなかった。

さらに、上記の事業主の妻は、同社における厚生年金保険加入の取扱いについて、「当時は人手不足であったので、いったん入社した従業員が辞めないように、従業員が入社したらすぐに社会保険加入の手続きを行っていたので、入社後厚生年金保険に加入していない期間があることは考えにくく、申立人が勤務していた期間は、厚生年金保険の記録と一致しているはずである。」としている。

加えて、申立期間当時に被保険者であった複数の同僚に照会を行ったが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月26日から26年9月10日まで

申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことは分かっていたが、会社から、厚生年金保険被保険者証をもらった記憶は無い。結婚のため退職した際も、会社から脱退手当金の説明を受けた覚えは無く、退職金も受け取らなかった。脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないと述べている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、保険給付欄に資格期間、支給金額等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の、昭和27年3月3日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、受給権を得るためには厚生年金保険の被保険者期間が20年以上必要であったところ、申立期間の事業所を退職後、昭和39年7月まで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 808

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 11 日から同年 12 月 25 日まで

私は、昭和 60 年 9 月に A 社の採用面接を受け、同年 11 月に入社し、同年 12 月に退社した。在籍期間が短く、会社が現存している見込みも薄いですが、同社での私の厚生年金保険の記録について、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社での自身の名刺を提出していること、同社における事業主及び役員の氏名並びに同社での業務内容などを具体的かつ詳細に記憶していること、及び同僚の証言から判断して、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の事業所別被保険者名簿によると、当時の役員を含む 18 人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同社の新規適用日である昭和 61 年 4 月 1 日以降であることが確認できるとともに、上述の同僚も同日に資格を取得しており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社に申立人と同時期に勤務していた複数の同僚からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等はなく、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 809

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
A 社 B 支店に昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が 23 か月となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社人事部が保管する退職辞令発令簿及び雇用保険の被保険者記録によると、申立人の退職日は、昭和 60 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、A 社は、厚生年金保険料の控除は翌月控除であるとしており、同社が保管する申立人の昭和 60 年 4 月分の賃金台帳兼源泉徴収簿によると、申立期間である同年 3 月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月1日から58年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の4年間にわたり標準報酬月額が26万円と一定で変動がないのは納得できないので、調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額はいずれの月も26万円となっている。

また、A社から提出された厚生年金保険管理台帳及びA厚生年金基金加入員台帳においても申立期間の標準報酬月額（標準給与額）は26万円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社では、申立期間当時の賃金台帳等は残っておらず、標準報酬月額の変動がないことについて、理由は分からないとしているものの、オンライン記録と同社が作成した厚生年金保険管理台帳との標準報酬月額が一致しているのであれば、申立人の標準報酬月額は間違っていないと思うとしている。

加えて、A社の従業員名簿によると、申立人は申立期間において所属部門の異動はあったものの、職務（地位）に変更はないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 26 日から 51 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、この期間について、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において一緒に勤務していたとする同僚は申立人を記憶しているものの、当該同僚から、申立人の退職日についての証言は得られなかった。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録における離職日は昭和 48 年 12 月 25 日であり、厚生年金保険の資格喪失日と同時期である上、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった複数の被保険者に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できる証言等を得ることができない。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 48 年 12 月 26 日に被保険者資格を喪失しており、健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 4 日から 38 年 6 月 27 日まで

私は、昭和 35 年 5 月から A 社に勤務し、38 年 6 月に退職した。退職時には脱退手当金受給に関する説明は無く、脱退手当金制度については知らなかった。結婚のために同社を退職したのではなく、退職後は、B 市で美容師見習いとして勤務し、多忙な毎日を過ごしていたので、脱退手当金の受給手続をした覚えがない。調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 11 月 21 日に支給決定されていることが確認でき、また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載された欄の前後 42 人について、脱退手当金の受給状況を調査したところ、受給要件を満たす女性は 35 人おり、このうち申立人を含め 18 人が受給し、この 18 人のうち 12 人が資格喪失後 5 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、「A 社を退職する時には、脱退手当金に関する説明は無く、制度自体を知らなかった。」と主張しているが、同事業所における申立期間当時の総務担当者は、「退職予定者に対し、厚生年金保険の継続又は脱退手当金の受給のいずれかの選択について説明をしており、脱退手当金の受給を選択する者に脱退手当金支給申請書を配付していた。」と証言しており、また、脱退手当金の受給記録のある同僚の中には、脱退手当金受給に関する説明を受けたことを記憶している者が複数みられる上、申立人及び他の同僚数名と一緒に脱退手当金の受給に関する説明を受けた記憶があると証言して

いる者もみられる。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、申立人に対し脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。